

2025年12月吉日

各 位

公益社団法人大阪聴力障害者協会
会 長 長 宗 政 男
(公 印 省 略)

大阪府立生野聴覚支援学校児童事故の障害者差別のない 公正な判決を求める大阪高裁要請署名運動について (大阪高等裁判所判決に向けて、最後のお願い)

2018年2月1日に、学校前の交差点で突っ込んできた重機にはねられ亡くなられた井出安優香さん(当時大阪府立生野聴覚支援学校小学5年生)の遺族が起こした民事裁判で、最初、被告側(加害者と加害者の建築会社)は「きこえない人の思考力や言語力・学力は、小学校中学年の水準に留まる、すなわち逸失利益の基礎収入はきこえる女性労働者の40パーセントとすべき」と主張してきました。この件は日本聴力障害新聞2021年4号で報道されました。

当協会は、被告側の主張は「きこえない人を含めたすべての障害者はひとりの人間として扱われないという、優生思想ともみなされる差別」と問題視し、2021年5月から公正な判決を裁判所に求めるために、要請署名運動を開始しました。結果、最終的に115,197筆(紙署名95,519筆、電子署名19,678筆)の署名が集まり、すべて大阪地方裁判所に届けることができました。

2023年2月27日、大阪地裁の判決がくだされました。逸失利益については「きこえない人はきこえる人よりコミュニケーション能力が劣っているので、労働能力も劣るという医学的モデルに基づく個人の責任を理由として、労働者全体の平均賃金の85パーセントとする」とされました。これは裁判所が障害者差別を認めたことに等しく、全国から署名いただいた約11万人の思いが裁判所に伝わらなかったこととなります。

遺族はこの判決内容を不服として、2023年3月10日に大阪高等裁判所に控訴しました。

大阪高等裁判所では、2025年1月20日に判決が出されます。控訴されてから、私たちは引き続き署名運動に取り組んでいますが、2024年12月時点で4,110筆しか集まっておりません。

「大阪地裁の時に署名したから、また書くことはできないのでは」という声をお聞きしますが、大阪地裁の時は逸失利益が争点の署名でした。大阪高裁では、きこえる人ときこえない人の働く力の差別が争点になっており、別々の署名です。大阪地裁で署名にご協力いただいた方も、今回、改めて記名をお願い致します。

大阪高等裁判所で、障害のあるすべての人の尊厳をまもり、障害者差別のない公正な判断で裁判が進められるよう、全日本ろうあ連盟加盟団体、手話関係者をはじめ、みなさまにもう一度判決に向けた署名のご協力をお願いする次第です。署名いただいた用紙は、公益社団法人 大阪聴力障害者協会までご送付いただきますようお願いいたします。

※署名提出〆切：2025年1月6日までに当会事務所へ必着

大阪高等裁判所へは、2025年1月14日に署名を提出予定です。

【連絡先】

公益社団法人大阪聴力障害者協会(事務局：今西、入山)

〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階 聴覚障害者支援センター(手話)内

FAX：06-6748-0383 TEL：06-6748-0380

E-mail：rouosaka@yo.rim.or.jp

以 上